

2010年
4月号

発行日 平成22年4月15日(第23号)
(月1回/毎月15日発行)
発行元 オフィスタ広報・宣伝部
東京都新宿区西新宿5-8-1第一とえビル

特集

『子ども手当てと子どもを取り巻く問題について』/オフィスタ人事管理部

オフィスタNEWS 第23号発行にあたって

今年は桜の開花宣言後も寒い日が続いたので、長く桜を楽しめたのではないのでしょうか。お花を見ながらみんなで食べたり、飲んだりする恒例の行事があるのは日本だけのようです。日本の桜は外国人にも人気が、外国人向けのお花見ガイドブックもあるそうです。桜の下で一人、ブルーシートを広げて場所取りをしている光景は、外国人には珍しく映るのでガイドブックにもその写真が載っているそうですよ。

さて、もう半月もしたらゴールデンウィークです。楽しい予定を立てている人も多いと思います。何も予定はなくても、連休は嬉しいですね。今回も高速道路は渋滞しそうですが、最近はSAが休憩するだけでなくグルメなど楽しめるということで、SAを目的としてお出かけの人も多いようです。でも新年度となり忙しかったり、環境の変わった人は特に疲れが溜まっていると思います。休養を取りつつ楽しい休暇をお過ごしください。

“はたらきたいという気持ちを大切に“そして”家庭もお仕事も大切に“
オフィスタは仕事と家庭の両立を目指してはたらく女性/ママさんを応援します。
今回のオフィスタNEWSもお気軽に読んでくださればと思います。



- オフィスタのホームページをご覧になったことがありますでしょうか？オフィスタではWEB上でも色々なお仕事、メルマガバックナンバー、Q&Aなど有益なコンテンツを揃えております。

アドレスは下記↓

<http://www.offista.com>



お問合せ先 : Mail. info@offista.com
TEL.0120-178-172 (フリーダイヤル)
FAX.03-5245-4640

編集 オフィスタ広報・宣伝部 メルマガ担当係
発行 日本プランニング株式会社 <http://www.offista.com>
はたらく女性を応援します/育児とお仕事 人材派遣のオフィスタ
※オフィスタNEWSバックナンバーも上記から閲覧できます。

(C)2010 OFFISTA

特集

『子ども手当と子どもを取り巻く問題について』 /オフィス人事管理部

去る3月26日、鳩山政権の目玉政策である子ども手当法が成立しました。特にお子様をお持ちのご家庭には関心の高いトピックスであると思いますので、今回はこの「子ども手当」を取り上げて解説してみたいと思います。

立案当初から迷走を続けてきた子ども手当ですが、平成22年度は中学校終了までの子ども一人につき、月額1万3千円を父母等に支給されることが決定しています。子ども手当の支給要件は子どもを監護し、かつ、生計を同じくしていること等となっており、所得制限は設けられていません。法の施行は4月1日、1回目の支給は6月に予定されています。

その成立にあたっては、議論が尽くされたとはいえず、選挙対策の一環ではないかとの批判が上がっていますが、一番の問題点は財源の確保であると考えられる方が多いのではないのでしょうか。満額の2万6千円が支給されることとなれば5兆円もの費用が必要になるとも言われています。やはり費用捻出のため扶養控除や配偶者控除が廃止され、結果増税となる可能性が高いようです。

また、子ども手当の財源を国債の発行には頼らないとの発言もあるようですが・・・日本国の債務額を国民の人数で除すると、借金1人あたり600万円以上。子供たちの小さな肩にこれ以上の負の荷物を背負わせることだけは避けたいものです。他にも問題点や疑問視されている点があります。支給したお金が本当に子供のために使われるのかという懸念に対して、厚生労働省のホームページ内「子ども手当について 一問一答」で「子どもを養育している家庭は確実にその費用が必要なので、こうした養育費用について、子ども手当によってその一部を賄っていただくこととなると考えます」と回答しています。

確かに、日々生活をするだけでも相当額の子どものかかる出費は必至ですから、現金での支給が悪いと

は一概には言えないのかもしれませんが、手当ての支給が絶対に必要なものであると考えるならば、政府は根拠を持って支給額を決定し、費用の一部は学用品や給食費の補助に充てるなど、より効率的なお金の使い方をしてほしいと思います。



外国人への支給の問題も、同コーナーにて「支給要件について確認を厳格化し運用面の強化を図る」とありますが、実際に要件に該当するかどうかの確認方法が確立されているかは甚だ疑問です。更には、在日の外国人の子供が海外に居住する場合には手当が支給されるのに対し、海外赴任中の国民には支給されないようです。所得制限が設けられていないことを高所得者優遇と見る意見もあります。

既述のように子ども手当に関する課題は山積みですが、国民からの批判をかわすことに労力を費やすのではなく、国や社会全体で子どもを育てるという当初からの理念を忘れず、一番良い方法で子育て支援を続けていただきたいと、一人の子供を持つ親として切に願います。



小児科・産婦人科医不足の解消、保育所の拡充や病児保育システムの確立など、パッと見ただけでも改善してほしい事柄が沢山です。小学生のお子さんをお持ちの方からは塾に行かなくて済むよう学校での教育を充実させてほしいとの意見も聞いたことがあります。

また、子ども手当の趣旨からは少し離れてしまいかもしれませんが、小さな子供を虐待し、最悪の場合には我が子を死なせてしまうといった最近のニュースを見聞きする度に、幼児虐待は子どもを育てる親の孤立や貧困が、大きな原因のひとつになっているように思えてなりません。**孤立しがちな子育て中の親を支援するシステムを作ることも、社会全体で子どもを育てるということに繋がるのではないのでしょうか。**

今、少子化や待機児童の問題にスポットが当てられた良い機会です。政治に期待するばかりでなく、母親間の交流を深めたり地域社会の活動に参加するなど、自分たちが地域コミュニティの一員であることを意識して生活するだけでも、小さいながらも何かしらの良い変化があるかもしれません。国や地域の方の支援を受けながら、子どもたちが希望を持ってのびのびと成長できる世の中となるよう願っています。



☆☆行政ニュース・コーナー☆☆

『マザーズハローワーク・サービス』

オフィスタ総務部

マザーズハローワーク・サービスは、子育てをしながら就職を希望している方に対し、子どもづれで来所しやすい環境を整備した「マザーズハローワーク」、「マザーズサロン」、「マザーズコーナー」において、予約・担当者制による職業相談など総合的な就職支援を行うものです。

「マザーズハローワーク」は、マザーズハローワーク・サービスを専門的に行うために、一般のハローワークとは別の庁舎に設けられた相談窓口であり、平成18年以来全国に12カ所に設置されています。「マザーズサロン」は「マザーズハローワーク」よりも小規模の相談窓口であり、「マザーズコーナー」はさらに小規模な相談窓口ですが、どちらも通常、一般のハローワーク内に設けられております。「マザーズサロン」は平成19年度以来全国36カ所、「マザーズコーナー」は平成20年度以来全国に100カ所に設置されています。(厚生労働省・都道府県労働局)

詳しいサービス内容等は、オフィスタ・ハケンニュース4/12付にて掲載しておりますので、下記よりご参照ください。

<http://offistapress.1616bbs.com/bbs/>

☆☆『情報交換検討会概要(予告)』☆☆

オフィスタ広報・宣伝部

『女性の就労及び就職活動に関する年代・家庭環境における問題点の情報交換検討会』概要(予告)

去る4月10日にオフィスタ主催にて標記情報交換検討会が新宿区内にて開催されました。

女性の年代・家庭環境の差異によるワークスタイルの異なりと各世代により抱える特有の問題点並びに就労・就職活動に関する問題点を抽出し、今後の雇用創出のための実態調査参考資料を作成し広く周知活用することを目的に、現在就職活動をされております各世代の女性にご協力をいただき実施いたしました。



具体的には、“女性の就職活動は厳しい”と世間では言われていますが、20代の女性の厳しいと40代の女性の厳しいではその意味合いが違ふと思います。また、同じ30代の女性でも独身の方とママさんの方ではワークスタイルも違えば、希望の職種・業界、勤務形態も異なるはずで、20代の女性と50代の女性ではお仕事への考え方はどう変わるのか、希望の時給はどう変わってくるのか・・・といった、**年代の違いや家庭環境の違いから「お仕事」に関する差異を抽出することを目的**としています。

国・行政・リサーチ会社等で全国調査なるものは多々行われておりますが、**女性だけに特化して、年代の違い・家庭環境の違いを基に問題点や意識を調査するという観点での調査は市場にも出回っておらず、今回の情報交換検討会の調査結果はオフィスタにとって非常に良い財産となりました。**

本調査結果報告書は次号オフィスタ・ニュースにて、またオフィスタのホームページを通じて、広く一般公開する予定でございます。

主催：オフィスタ

後援：ネクスト・インターセクション、テスコ・プレミアムサーチ(株)、(株)フリーダム、大滝労務人事研究所、馬場実智代社会保険労務士事務所、日本人材ニュース、オーサリングスタジオ

取材：日本人材ニュース

☆☆連載『美容と健康を考える ③』☆☆

オフィスタ総合管理室

今月は「美容と健康」第3回目として見た目年齢がテーマです。前回の「睡眠の取り方」、前々回の「栄養の取り方」に続いて今回も誰にでも実践できる女性のためのワンポイントを取り上げます。

【腸年齢と見た目年齢】

実年齢より上に見られると誰でもショックですよね。この見た目年齢は腸年齢に関係があるそうです。この腸年齢とは、便から善玉菌と悪玉菌の割合を調べて出したものです。加齢が進むほど善玉菌は減少していく傾向があります。つまり、実年齢より腸年齢が高い人は腸内が悪玉菌に侵されているというわけです。善玉菌は腸内で酸を作り、腸を刺激し運動を活発にして、便を排出させようとします。しかし、善玉菌より悪玉菌が多いと腸に与える刺激が弱くなり、便秘がちになります。便の中には体に有害なアンモニア、アミン、インドールといった物質がありますが、便が長く腸内に置かれることで、腸壁から有害物質が吸収されてしまい、体内を汚染します。それは吹き出物の原因になったり、ガンを引き起こしたりするのです。また悪玉菌はビタミンを破壊するので、肌に大事な栄養素が腸から吸収されません。よって、肌にハリやツヤがなくなり、かさついたりするのです。腸のコンディションは間違いなく肌にでます。

- ・ 朝起きたときに体がだるい
- ・ やる気が起きない
- ・ 顔色が冴えず肌のハリやツヤがない
- ・ 何日も便秘が続く

以上のことに思い当たる人は腸内の悪玉菌が増えているのです。善玉菌、悪玉菌が増殖するのは、毎日の食事に大きく関係します。善玉菌を増やすには、まず善玉菌の栄養となるオリゴ糖を摂ることが必要です。ヨーグルトなどでビフィズス菌を直接摂ることもできますが、菌は胃酸に弱く、腸まで届かない可能性があります。

アスパラ、玉ねぎ、バナナ、トウモロコシ、大豆などはオリゴ糖が豊富です。オリゴ糖は一度にたくさん摂るよりも、何度かに分けて摂る方が効果的です。大量に摂るとお腹がゆるくなってしまうので気をつけましょう。



また食物繊維も善玉菌を増やすために欠かせません。腸のぜん動運動を促し、ビフィズス菌を増やす作用をもつ食物繊維は、腸が過剰なナトリウムを吸収するのを防いでくれます。食物繊維が便秘の解消に効果があるのは、誰でも知っていますよね。便秘を解消するという事は、腸内にいる悪玉菌を除去してくれるという事です。食物繊維の作用は腸内をきれいにするだけでなく、血中のコレステロールを下げる作用があります。また腸内での成分の吸収をゆるやかにするので、ブドウ糖の吸収を遅くすることで、血糖値が急激に上がるのを防いでくれる効果もあります。食物繊維はサツマイモ、ゴボウ、昆布、ワカメ、大根などに含まれます。

それに対し、悪玉菌が好むのが、肉類が中心だったり、レトルト食品などのバランスの欠けた食事です。とくに肉のたんぱく質や脂肪は悪玉菌の好物です。オリゴ糖＋食物繊維の食べ合わせを日頃の食事で心がけ、実年齢より若くみられるようになりましょう！

出典：「回復！スパスパ人間学 若返るカラダ」
/発行：宝島社/監修：TBS ライブ番組制作スタッフ

●バックナンバー

連載：『美容と健康を考える②-睡眠の取り方-』はこちらから
<http://www.offista.com/data/mailmagazine/1003.pdf>

連載：『美容と健康を考える①-栄養の取り方-』はこちらから
<http://www.offista.com/data/mailmagazine/1002.pdf>

☆☆Q&Aコーナー☆☆

投稿：A.Kさん 30歳女性

Q. 雇用保険が改正されると聞きましたが、そもそも雇用保険ってどんな保険なのですか？

A. 労働者が失業等によって収入がなくなり生活が困窮した場合の経済生活支援のために行われる保険制度をいいます。雇用保険も保険ですから、雇用保険の被保険者に保険事故（失業等）が生じたときに、被保険者（事業主も負担しますが）から集めた保険料の中から保険給付（基本手当等の失業給付等）を行うことが制度の中心となります。

- ①雇用保険は、労働者の保険ですが、会社に勤めて労働者になれば誰でも雇用保険の被保険者になれるというわけではなく、雇用保険の被保険者となるための要件、被保険者の資格を取得することが必要です。（4月1日より法改正が行われます。詳しくは右頁参照）
- ②保険事故は、雇用保険の性質上、当然**失業（労働する意思があっても職業についていないこと）**が中心的な**保険事故**ということになります。
- ③失業給付が行われるための要件は、**離職の日以前2年間に被保険者期間が12ヶ月（1ヶ月の賃金支払基礎日数が11日以上）以上**であること、倒産や解雇によって離職した場合には**離職の日以前1年間に6ヶ月以上の被保険者期間**があること（特定受給資格者といいます）が必要です。また派遣のように有期雇用契約の期間が満了し更新されなかった場合にも同様の扱い（特定理由離職者といいます）になります。
- ④保険給付の種類には、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付がありますが、ここでは求職者給付のうち、**基本手当の日額は、賃金日額の100分の50～80**で計算されます。
- ⑤基本手当の支給日数は、被保険者であった期間と年齢によって一般被保険者の場合は90日から150日、特定受給資格者の場合は90日から330日の範囲で認められています。
- ⑥雇用保険の保険料率は、平成22年度は、賃金総額の1000分の15.5、そのうち事業主が1000分の9.5を負担します。よって、**皆様は毎月の給料から1000分の6が控除される**ことになっています。

（大滝）

…<そのほかの気になるお仕事の疑問募集中>……

お仕事に関する疑問なんでもどしどしお寄せ下さい。オフィスタの顧問社労士をつとめる大滝先生（神奈川県立産業技術短期大学講師）と馬場先生（馬場社会保険労務士事務所長）がお答えしてくれます。

▼あなたのお悩みも受け付け中。仕事や職場に関する疑問をお寄せください！

▼過去のQ&Aバックナンバーはオフィスタ・ホームページからダウンロードできます。

<http://www.offista.com/coffee/index/coffee.html>

☆☆オフィスタからのお知らせ☆☆

オフィスタ総務部

雇用保険法等の一部が改正されました

現在「6か月以上雇用見込み」要件のために適用が受けられない者がいるが、非正規労働者に対する雇用のセーフティネット機能の強化を図るため、更なる緩和の必要性を目的とする。

改正の内容

短時間労働者についての適用基準である「6か月以上雇用見込み」を「31日以上雇用見込み」に緩和する。

<現行>

「週所定労働時間20時間以上」、「6か月以上雇用見込み」（業務取扱要領に規定）

<改正後>

「週所定労働時間20時間以上」、「31日以上雇用見込み」（雇用保険法に規定）

この他、現行の業務取扱要領において適用除外としている「週所定労働時間20時間未満の者」、「昼間学生アルバイト」等についても法律に規定。

施行期日：平成22年4月1日

詳しくは、オフィスタ・ハケンニュース4/12付にて掲載しておりますので、下記よりご参照ください。

<http://offistapress.1616bbs.com/bbs/>

派遣クイズ

次のうち、冠婚葬祭のマナーとして間違っていると思われるものを選んでください。

- ①結婚祝いとして、祝儀袋に同僚3人の名前を連名で書いた。
- ②葬儀に参列することになったが、先方の宗教が分からなかったので「御香典」と表書きのある不祝儀袋を購入した。
- ③急な訃報が入ったため、仕事帰りに通勤着のワンピースのまま通夜に駆けつけた。
- ④会費制の披露宴に出席した際、祝い金は持参せず受付に会費を現金で支払った。



（答えは最終ページ）

☆☆お仕事情報コーナー☆☆

ジュエリーの企画・営業のお仕事

ジュエリーの企画・イベント企画・営業のお仕事です。30代40代の女性も頑張れる職場です。ジュエリーが好きな方や興味のある方を募集します。人気の新宿エリアではたらいてみませんか？

勤務形態：正社員 勤務地：西新宿
給与：基本給15万円以上で応相談、諸手当、報奨金制度、交通費全額別途支給
スキル・経験：不問（人と接するのが抵抗のない方）
その他：定年60歳、定年後再雇用制度で65歳まで延長可。社会保険・厚生年金・雇用保険・労災保険完備、皆手当1万円/月、住宅手当2万円/月、業績手当等があります。



人気エリアで
綺麗な職場の
お仕事です

※店内での販売
員のお仕事では
ありません。

このお仕事はメルマガ愛読をいただいている方を優先にご紹介しているお仕事です。
エントリーはメールまたはお電話にて受付けております。

いいお仕事との出会いは一瞬です。

“明日からではなく”

<http://www.offista.com>

☆☆編集後記☆☆

〇おわりに

4月は「自己紹介」が多い時期です。私もおそらく自己紹介が3回はあるだろうと予想していて気が重いです。人前で話すということもですが、話す内容です。自己紹介は、その後話しのきっかけになりますよね。

・・・ということは、何かインパクトがないと自己紹介しても意味がない！

やはり特技や趣味もきっかけとしては良いと思うのですが、人並み程度の特技や趣味しかないので、自分の特技を模索中です。

Reiko 記

オフィスタ NEWS 第23号作成委員

編集長 kazuyo オフィスタ広報・宣伝部
編集 naosan オフィスタ総合管理室
監修 makoto オフィスタ総務部
執筆 Reiko オフィスタ総合管理室
Yakka オフィスタ人事管理部
協力 大滝岳光社会保険労務士事務所
馬場実智代社会保険労務士事務所
出典 「回復！スパスパ人間学 若返るカラダ」
/発行：宝島社/監修：TBS ライブ番組制作スタッフ
参考 厚生労働省「子ども手当で一問一答」
厚生労働省メルマガ法律改正報道発表資料

…<メルマガ オフィスタ NEWS について>…

★お問い合わせ先

●配信停止

<http://www.offista.com/mailout.html>

●メールアドレス変更

<http://www.offista.com/melmaga.html>

●プライバシーポリシー

<http://www.offista.com/privacy.html>

●バックナンバーは下記からダウンロードできます

<http://www.offista.com/melmaga.html>

派遣クイズの答え：②「御香典」の不祝儀袋を使った

どんな宗教でも使える表書きは「御霊前」です。表書きを手書きする場合には薄墨を使用しましょう。薄墨には「悲しみのあまり涙で墨が薄くなった」という意味があります。①は3名までは連名で書いても良いでしょう。地位や年齢の高い順に右側から左側へと書きます。地位や年齢が関係ない場合には五十音順です。③の通夜に参列する際の服装は、地味なものであれば必ずしも黒である必要はありません。その際、結婚指輪以外の貴金属のアクセサリは外すことを忘れないでください。④の会費制のパーティーは原則お祝い金は不要です。会費を祝儀袋に入れる必要もありません。

MEMO :

このメールはオフィスタ・メルマガ希望者及びオフィスタ関係者へお送りしております。

この内容に覚えがない場合や、システムに関するお問い合わせは下記まで。

お問い合わせフリーダイヤル/0120-178-172

お問い合わせ受付時間/9:30~17:30（土・日曜日、祝日を除く）

本誌の一部または全部を無断で引用、転載、放送することは、法律で定められた場合を除き、著作権者の権利の侵害となります。あらかじめ許諾をお求めくださいますようお願いいたします。